



## 第4次

# まつやま子ども読書活動推進計画

(令和3～7年度)

全ての子どもたちへ  
読書を通して 生きる力を



令和3年3月

松山市



## はじめに

松山市は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定を受け、子どもの読書活動に関する施策を計画的に進めるため、平成17年に「まつやま子ども読書活動推進計画」を策定しました。

それ以降、社会情勢を考慮しながら成果や課題を検討し、5年ごとに見直しを図っています。

子どもの読書活動は、言葉を学ぶのはもちろん、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、「生きる力」を身に付けるのに必要なものです。常に子どもたちの心に宿る「読書の灯」を絶やさず、更にその灯を大きく育てるため、家庭や地域の皆様をはじめ、ボランティアの方々や行政が連携して、子どもの読書活動に取り組んでいます。

このたび、これまでの基本的な考え方を引き継ぎながら、取組を広げていくため、「第4次 まつやま子ども読書活動推進計画」を策定しました。

世界では新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会の在り方が大きく変化しています。もちろん、子どもの読書環境も例外ではありません。おはなし会をはじめ読書活動がさらに広がっていくためには、感染対策を徹底するとともに新しい生活様式に合った方法を模索し、活動に関わる皆さんが共に力を合わせて、この局面を乗り越えることが求められています。そして、ますます変容していく社会で、全ての子どもたちが、読書を通して「生きる力」を育めるよう、読書の機会を一層支援していくことが重要です。

これからの未来を担う子どもたちの「笑顔」を増やすため、今後も、子どもの読書活動に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和3年3月

松山市長 野志 克仁

## 目 次

<b>第 1 章 計画の策定に当たって</b> .....	1
第 1 節 子どもの読書活動の意義.....	1
第 2 節 計画策定の経緯.....	1
第 3 節 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化.....	3
第 4 節 発達段階に応じた子どもの読書活動.....	4
1. ふれあいの読書期（乳幼児の読書活動の推進）	
2. ひろがりの読書期（児童の読書活動の推進）	
3. ふかまりの読書期（中高生などの読書活動の推進）	
<b>第 2 章 第 3 次計画期間における取組・成果と課題</b> .....	6
第 1 節 第 1 次計画から第 3 次計画までの取組.....	6
第 2 節 第 3 次計画の数値目標達成状況.....	7
第 3 節 第 3 次計画の成果と課題.....	8
1. 子ども読書の啓発活動	
2. 家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立	
3. 連携による図書の有効活用	
4. 障がいのある子どものために	
5. 家庭	
6. ボランティア	
7. 保健所	
8. 児童館・児童センター	
9. 幼稚園・保育所等	
10. 小学校・中学校	
11. 公民館	
12. 市立図書館	

<b>第3章 第4次まつやま子ども読書活動推進計画</b> .....	21
<b>第1節 第4次計画の基本方針</b> .....	21
1. 目的	
2. 基本方針	
3. 期間	
4. 対象	
5. 推進の主体	
<b>第2節 第4次計画の数値目標</b> .....	22
<b>第3節 第4次計画の方策</b> .....	23
1. 子ども読書の啓発活動	
2. 家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立	
3. 障がいのある子どものために	
4. 家庭	
5. ボランティア	
6. 保健所	
7. 児童館・児童センター	
8. 幼稚園・保育所等	
9. 小学校・中学校	
10. 公民館	
11. 市立図書館	
<b>第4節 まつやま子ども読書活動推進計画の数値目標・数値指標一覧</b> ... 37	
<b>参考資料</b> .....	40
地域の図書館や図書設備のある施設	
子どもの読書活動の推進に関する法律	
文字・活字文化振興法	
「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」設置要領	

## 第1章 計画の策定に当たって

### 第1節 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く“生きる力”を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもにとっての読書とは、単に知識の習得だけではありません。本を読むことで考える力を高め、情報があふれる社会で自ら選択し判断する力、そして未来を創る力を養うことにつながります。さらに、子どもの生活に楽しみや潤いを与え、その後の人生を大きく変えるきっかけにもなります。

このような読書の持つ計り知れない価値を子どもたちに伝え、全ての子どもたちが自ら生活の一部として読書活動を行っていくことができるよう、家庭、地域、学校などの社会全体で読書環境を整え、支援を行っていくことが求められています。



### 第2節 計画策定の経緯

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成15～19年度）」を閣議決定しました。その後、「文字・活字文化振興法」の施行や「教育基本法」の改正、「社会教育法」「図書館法」の改正などにより、子どもの読書活動の推進に関する法律が整備される中、5年ごとに順次計画の改正が行われ、平成30年に第四次計画が策定されました。

地方公共団体についても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項及び第2項で、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めることとされており、愛媛県では平成16年に「愛媛県子ども読書活動推進計画（第一次計画）」が、平成31年に第四次計画が策定されました。

松山市では、これらの国や愛媛県の計画に示された基本方針や推進方策を基に、平成17年に「第1次まつやま子ども読書活動推進計画（平成18～22年度）」を策定しました。その後、5年の計画期間中の成果や課題の整理、検討に加え、国や県の新たな計画を踏まえながら、第2次計画、第3次計画を策定してきました。そしてこの度、前計画での成果の継続、拡充と課題への取組を盛り込んだ、新たな「第4次まつやま子ども読書活動推進計画（令和3～7年度）」を策定し、更なる子ども読書活動の推進を目指します。

子どもの読書活動や図書館関連法令等	
平成9年	学校図書館法改正
平成12年	子ども読書年 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準
平成13年	子どもの読書活動の推進に関する法律 制定
平成14年	<国> 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次 平成15～19年度）
平成16年	<県> 愛媛県子ども読書活動推進計画（第一次 平成16～20年度）
平成17年	文字・活字文化振興法 ●第1次まつやま子ども読書活動推進計画（平成18～22年度）
平成18年	教育基本法改正
平成20年	社会教育法、図書館法改正 <国> 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次 平成20～24年度）
平成21年	<県> 愛媛県子ども読書活動推進計画（第二次 平成21～25年度）
平成22年	国民読書年
平成23年	●第2次まつやま子ども読書活動推進計画（平成23～27年度） 新学習指導要領全面実施（平成23～25年度）
平成24年	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正
平成25年	<国> 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次 平成25～29年度）
平成26年	<県> 愛媛県子ども読書活動推進計画（第三次 平成26～30年度） 学校図書館法の改正
平成28年	●第3次まつやま子ども読書活動推進計画（平成28～32年度）
平成29年	学習指導要領の改訂（平成29～30年度）
平成30年	<国> 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次 平成30～令和4年度）
平成31年	<県> 愛媛県子ども読書活動推進計画（第四次 平成31～35年度）
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
令和2年	●（※本計画）第4次まつやま子ども読書活動推進計画（令和3～7年度）

### 第3節 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

近年、子どもの読書活動を取り巻く生活環境は大きく変化し続けています。これらの変化を視野に入れ、的確に対応しながら第4次計画を策定する必要があります。



#### ① 情報通信技術の発達

スマートフォンやタブレット等の情報メディアの普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。デジタル情報の利便性の向上は、情報を収集、分析して問題解決能力を高めることにつながる一方、家庭でインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して、ゲームをしたり映像を視聴したりする時間が増加し、子どもの読書離れに大きな影響を与えています。

また、電子書籍も市場規模が拡大し、子どもが電子書籍を読む割合も増加しています。SNS上の文章を読む機会も増え、紙媒体の本にとらわれない読書の方法が広がりを見せています。今後も、電子書籍をはじめとした電子媒体の読書環境の整備について検討していく必要があります。

#### ② 家庭による読書環境の格差の広がり

ライフスタイルや家族の形態の変化によって、子どもが本にふれあうことがない家庭が増えています。子どもが読書を楽しむ習慣を身に付けるには、身近な大人が読書を楽しんでいる姿を見せることも大切ですが、社会環境の変化から保護者自身の読書をする機会が減り、子どもの読書習慣不足に影響を与えています。

また、経済格差の拡大による子どもの貧困も社会問題となっており、子どもの読書習慣不足に影響を与えています。

#### ③ 子どもの読書離れ

1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合である不読率は、全国調査（「学校読書調査」）によると、小学生と中学生は改善傾向にありますが、高校生の不読率は依然として高く、子どもの年齢が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が続いています。中学生や高校生は、部活動や受験などで読書以外に割かれる時間の増加や、情報メディアの拡大による生活や子どもの興味の多様化が要因と考えられます。





#### ④ 障がいのある子どもを取り巻く法の整備

平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。法整備の趣旨を踏まえ、障がいのある子どもの読書環境の整備に積極的に取り組む必要があります。

#### ⑤ 新型コロナウイルス等感染症の影響

新型コロナウイルス等感染症の防止策として3密（密集、密接、密閉）を避ける必要があります。多くの人を集めた啓発活動が難しくなる中、持続可能な読書活動推進の工夫、新たな取組が求められています。

#### ⑥ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。国は「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」で地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を反映させることを推奨しています。SDGsの17のゴールのうち、特に「4 質の高い教育をみんなに」は本計画と関わりが深い分野として、達成に向けて取り組みます。



## 第4節 発達段階に応じた子どもの読書活動

松山市では、子どもの読書活動を発達段階によって三つの読書期に分け、各期の特性に合わせた効果的な取組を推進しています。



### 1. ふれあいの読書期（乳幼児の読書活動の推進）

乳幼児の時期の子どもたちは、身近な大人との関わりで本と出会う喜びを知ります。この時期に大人とふれあいながら、絵本を読み聞かせてもらう体験を積み重ねることで、生涯に渡る読書が始まります。子どもは、大好きな人が自分のために本を読んでもくれることを、とてもうれしいと感じます。読み手の声や表情を通して多くのメッセージを受け取り、喜びを共有します。

乳幼児の保護者など、家庭をはじめとした地域全体で、本と関わる機会の創出、読み聞かせの啓発に対する支援が必要となります。

## 2. ひろがりの読書期（児童の読書活動の推進）



児童は、友達や身近にいる人たちとの関わりから人間関係を学んでいきます。また、読書を通して人にそれぞれ個性があること、自分と人で物事の受け止め方に違いがあることなどにも気づくようになります。

小学校に上がると、学習の目的で本を読むようになり、史実の面白さに目覚める、物語に感動するなど、読書の幅が広がっていくようになります。読書を通して知識や情報を得るとともに、世界の広さや歴史の奥深さ、社会の多様性などにも気付くようになります。

一方、小学校高学年の時期になると興味の向く範囲が広がり、読書離れも生じてきます。一人ひとりに合った本を手渡したり、本を選ぶ助言を与えたりするなど、読書習慣を形成するため、家庭と学校等が密接に連携した支援が必要となります。

## 3. ふかまりの読書期（中高生などの読書活動の推進）



中学生、高校生から18歳までの子どもたちは、目的意識を持って読書活動に取り組めるようになるとともに、様々な事柄に対し、より強く興味や関心を持ち、趣味としても読書を楽しめるようになります。また、自発的な行動範囲も広がり、自らが本を選択するようになります。

一方で、勉強やスポーツ、習い事など活動範囲が多様化し、携帯機器やインターネットなどの情報通信機器も一層身近になるため、読書離れがさらに進み、本を「読む子」と「読まない子」が明確に分かれてきます。

読まない子に本を読む楽しみを認識してもらうためには、読書に関心を持つきっかけづくりが必要となります。特に、友人同士など同世代での読書への関心を高める取組（読書会・ブックトーク・ビブリオバトル等）が効果的と考えられます。また、読む子に対しては、読書の奥深さを知ってもらうために、環境を整備し、更なる本への興味や関心を高める取組が必要となります。

## 第2章 第3次計画期間における取組・成果と課題

### 第1節 第1次計画から第3次計画までの取組

第1次計画では、市内の子どもに関わる部署や施設、そして市民が連携する仕組みを構築しました。

第2次計画では、第1次計画を充実、発展させ、各施設でのおはなし会の開催や読書環境の整備を行いながら、乳幼児や小学校低学年を主体とした取組を推進しました。主なものとして、松山市で生まれ育つ赤ちゃんとその保護者を対象に、関連部署が協力して「ブックスタート」を開始しました。

※「ブックスタート」とは、絵本の読み聞かせを通して、心ふれあう楽しい時間を過ごしてもらうことを目的に、赤ちゃんとその保護者に絵本を贈る取組です。

乳幼児期は、子どもが初めて本に親しむ大切な時期です。絵本を開いて優しく語りかけてもらうことで、自分が愛されていることや大切な存在であることを感じます。

松山市では平成27年4月2日以降に松山市で出生又は転入した全ての赤ちゃんを対象に実施しています。



第3次計画では、第2次計画を軸に、社会全体で子どもの読書活動を推進するため、地域性を尊重した人的・物的環境の整備、充実に努めました。また、全国的な読書啓発活動である「こどもの読書週間」「読書週間」を効果的に活用し、子どもの読書活動に関する意義の普及や情報の発信に努めたほか、全年代向けの読書活動支援を強化しました。

## 第2節 第3次計画の数値目標達成状況

第3次計画で設定した数値目標の達成状況は、以下のとおりです。全ての項目で、目標を達成することができました。そのほか、各方策の数値指標の達成状況は、第3節の方策で示しています。

項 目	第1次 計画実績	第2次 計画実績	第3次 計画目標	第3次 計画実績	
	平成21 年度	平成26年度 (平成27年 4月時点)	令和2年度	令和2年度 (令和2年 4月時点)	
市立図書館における 子ども（小学生以下） 1人当たりの 児童図書の貸出冊数	7.64冊	6.7冊	7.8冊	10.4冊	
市立図書館における 子ども（小学生以下） 1人当たりの 児童図書の蔵書冊数	3.57冊	3.7冊	4冊	4.2冊	
学校図書館 における 図書標準 達成校の 割合	小学校	53%	95%	100%	100%
	中学校	48%	93%	100%	100%

※子どもの読書量については、購入した本や、学校・保育園・幼稚園・認定こども園・公民館・児童館等の本もありますが、主な指標として「市立図書館における子ども（小学生以下）1人当たりの児童図書の貸出冊数」を成果指標としています。

※学校図書館における図書標準 ～ 公立義務教育諸学校の学校図書館で、図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めたものです。たとえ1冊であっても、標準冊数に達しなければ、達成とはなりません。

（第2次計画の実績については平成25年度末時点）

## 第3節 第3次計画の成果と課題

### 1. 子ども読書の啓発活動

子どもの読書活動の推進には、市民への啓発が不可欠です。そのため、関係機関が各分野や拠点で子どもの読書活動に関する意義を普及することや情報を発信することが重要となります。

#### (1) 成果

関係機関が各々の活動対象に向けて、おはなし会などの読み聞かせ活動や図書の貸出をはじめ、施設の特徴を生かした効果的で多角的な取組を行いました。

保健所では、初妊婦等を対象とする「マタニティ相談会」、「こんにちは赤ちゃん訪問」でブックスタートについて紹介し、読み聞かせの啓発に努めました。児童館・児童センターでは、ポスターや館内掲示を通じ、意義の普及や情報の発信に努めました。幼稚園・保育所等では、保護者読み聞かせサークルに活躍の場を提供し、読み聞かせの大切さを保護者全体に伝える取組を行ったほか、おすすめ絵本を紹介しました。小学校・中学校では、全校一斉読書をほとんどの小中学校で実施したほか、必読書や推薦図書のコーナー等、読書環境の整備に努めました。市立図書館では、乳幼児と保護者に対するブックスタートを実施したほか、中高生に対して中高生向けコーナーの設置、ビブリオバトルをはじめとした中高生向けの行事の開催のほか、季刊誌「青春本棚通信」を市内全中学校、高等学校へ配布するなど読書推進を図りました。

また、下記の読書週間に併せて市立図書館をはじめ関係機関が一斉に事業に取り組み、読書の大切さを効果的に啓発しました。

- ・「こどもの読書週間」4月23日から5月12日まで
- ・「読書週間」10月27日から11月9日まで

情報の発信には、紙媒体のほかホームページやSNS、インターネットなどを活用して、より効果的な発信を行うことに努めました。

#### (2) 課題

子どもの読書活動に関する意義の普及や情報の発信は持続性が求められます。各関係機関での啓発活動を今後も推進、強化していく必要があります。その一方で、昨今の新型コロナウイルス等感染症の影響から、集団を対象とする啓発活動が難しくなっており、持続性と安全性を両立させる取組が求められています。

## 2. 家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立

行政から民間ボランティアまで、子どもの読書活動に関わるメンバーによる「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に情報交換や意見交換を行い、関係機関が連携、相互に協力しています。

また、子どもの読書推進の関係者や関心のある市民が一堂に会する「まつやま子ども読書フォーラム（旧：まつやま子ども読書ネットワーク交流研究集会）」を開催し、情報交換や意識啓発、研修の場を提供しています。

### （1）成果

市立図書館が中心となり、「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書フォーラム」を年1回継続開催し、関係機関の連携・協力体制の確立に努めました。

また、おはなし会で子どもの読書活動に不可欠な存在であるおはなしボランティアに対して、現状調査を定期的実施し、活動内容の把握と情報の一元化、共有、有効活用に努めました。

さらに、関係機関の連携事業として、ボランティアの活用、育成をはじめ、小学校・中学校では、学校図書館主任会や図書館運営支援員研修会で、公立図書館との連携についての研修を行ったほか、市立図書館では、関連部署の協力を得てブックスタートを実施しました。

### （2）課題

ボランティアや公立図書館との連携など、外部人材を活用した図書活動推進の取組を広げていく必要があります。「第1次まつやま子ども読書活動推進計画」から15年間で培ってきた子どもの読書環境を充実、発展させるため、ボランティアや関係機関と連携できるよう、より一層働きかけることが必要です。

## 3. 連携による図書の有効活用

限りある財源の中で効率的に子どもの読書活動を行うためには、市立図書館と関係機関・ボランティアで連携し、図書を共有し、有効活用することが必要不可欠です。

#### (1) 成果

児童館・児童センターでは、個人の利用者が市立図書館の本を取り寄せ、貸出しをするサービスに新たに取り組みました。市立図書館では、ボランティア団体、幼稚園・保育所等や小学校・中学校などに対して団体貸出を実施しました。平成30年度からは、公民館への団体貸出も開始しました。その団体貸出用図書についても、個人で購入が難しい大型絵本や大型紙芝居を積極的に購入して拡充を図りました。また、団体貸出用の配送方法について市立図書館から遠方の関係機関などへ案内を行い、利用の促進に努めました。

#### (2) 課題

今後も限られた財源の中での図書の充実が求められており、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもへの読書環境の充実を図るため、関係機関で図書を共有し、有効活用を推進していく必要があります。

### 4. 障がいのある子どものために

障がいのある子どもの豊かな読書体験を保障するため、点訳・音訳資料、さわる絵本の作成といった資料の整備や読書機会の充実など、行政や地域の関係機関、ボランティアの協力が不可欠です。

#### (1) 成果

専門家・障がい者団体・ボランティアなどの助言、協力を得ながら、障がいに応じた資料の整備に努めました。市立図書館では、ユニバーサルデザインの絵本や布の本、点字絵本、大活字本などの資料の拡充に努めたほか、盲学校・聾学校への団体配本サービスを継続して行い、読書機会の創出を図りました。

また、障がいのある子どもが利用しやすいよう、車椅子でも利用しやすい施設整備、必要に応じた点字ブロックなどの設置、聴覚障がいの方に対する「耳マーク」などの掲示などの施設整備に努めました。

#### (2) 課題

視覚障がいや聴覚障がいだけでなく、肢体不自由や知的障がい、学習障がいなど、さまざまな障がい等のある子ども一人ひとりの状態に合わせて、読書活動を支える環境の整備が一層求められています。

## 5. 家庭

家庭は、子どもの生活の基本となる場所です。子どもは家庭で様々なことを学び、基礎的な習慣を身に付け、成長していきます。子どもが本と出会い、読書の楽しさに目覚め、自ら読書活動を行うようになるためには、保護者が読書の楽しみを認識し、家族のふれあいの中で読書活動を取り入れることが大切です。

### (1) 成果

各関係機関からあらゆる機会を通じて、読書の意義や重要性、楽しさを実感してもらおうよう保護者へ働きかけを行いました。親子読書や家族ぐるみの読書について啓発を行うほか、保護者自身が読書に楽しみを見出すような魅力ある本の紹介に努めました。

市立図書館では、関連部署の協力を得てブックスタートを実施しました。ブックスタートパックを受け取った保護者からの声を基に、令和元年6月から絵本を選択制に変更するなど、内容の充実も図りました。また、保健所では妊婦等や乳幼児を持つ保護者に対してブックスタートを通じた読み聞かせ活動の啓発を図りました。幼稚園・保育所等では、地域の子育て家庭を対象に、育児講座で読み聞かせを行いました。

さらに、関係機関の絵本や児童書を充実させ、保護者が子どもを連れて来館しやすい設備や館内の雰囲気づくりなどの整備、施設の案内、周知に努めました。

### (2) 課題

継続して保護者への働きかけを行っていますが、ライフスタイルや家族の形態、保護者の読書に対する価値観の変化や経済格差などから、子どもが本にふれあうことがない家庭が増えています。このような中、子どもやその保護者を取り巻く関係機関による、多方面からの子どもの読書に対する働きかけが、一層重要な意味を持ってきます。



## 6. ボランティア

ボランティアは、おはなし会などで子どもの読書活動に不可欠な存在です。ボランティアの活動には高い効果と影響力を持つものもあるなど、行政や教育機関を支援する非常に重要な役割を果たしています。

### (1) 成果

市立図書館をはじめ各関係機関でボランティアを活用することで、おはなし会などの読み聞かせ活動や図書室での読書支援活動を充実させることができました。また、「まつやま子ども読書フォーラム」を開催し、ボランティア間の情報交換や意識啓発、研修の場を提供しました。

公民館では、図書室の実質的な運営を支えるボランティアに研修や先進事例の視察などを実施し、人材育成、資質向上を図りました。

市立図書館では、おはなしボランティアを始めようとする方を対象に「おはなしボランティア入門教室」、ボランティア活動中の方を対象に「おはなしステップアップ教室」をそれぞれ開催し、人材育成、資質向上に努めました。さらに、おはなしボランティアの現状調査を定期的実施することで、情報の一元化、共有、有効活用を図りました。

### (2) 課題

ボランティア活動に携わる人材は、ボランティアへの自発的な参加者の減少、高齢化や団体組織の脆弱化などの問題を抱えており、関係機関による人材育成、資質向上の推進が強く求められています。ボランティアを取り巻く環境や地域体制等の違いによる活動状況の差を把握するほか、ボランティア情報の一元化に努めることで、ボランティアが活動しやすい場を提供し、ボランティアという人材を社会全体で共有、有効活用できるような仕組みが必要となっています。

## 7. 保健所

保健所は、妊婦や乳幼児、その保護者などに多く利用され、赤ちゃんと保護者が本にふれあうことの重要性を啓発する場となっています。

### (1) 成果

妊娠5～9か月の初妊婦及び妊娠・出産に不安のある妊婦等を対象とする「マタニティ相談会」（旧「はじめてのママのための教室」等）の中で、保健師がブックスタートについて紹介し、読み聞かせの啓発に努めました。（※受講人数の減は相談会の形態変更によるもの。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年3月以降休止中）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講実人数	153人	199人	116人	105人

また、「こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）」時に、ブックスタートについて説明し、読み聞かせを勧めました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	3,959件	3,812件	3,677件	3,180件

さらに、幼児健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを平成28年度から令和元年度までの4年間で141回実施しました（※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年3月以降休止中）。

### (2) 数値指標の状況

	第3次計画目標	第3次計画実績 (令和2年4月)
「絵本ってステキ」講座受講実人数 (マタニティ相談会・はじめてのママのための教室等受講人数)	200人/年	105人/年
ボランティア読み聞かせ実施回数	36回/年	33回/年
「おすすめ絵本ガイド」の配布数 (幼児健診受診者数)	8,000冊 /年	6,950冊 /年
「こんにちは赤ちゃん訪問」における 読み聞かせ勧奨の実施率	100%	100%

### (3) 課題

妊娠中や乳幼児期の子育て支援の中で、親子のふれあいの時間を大切にし、子どもの成長を促す必要があります。また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止のため、集団を対象とする啓発活動が難しくなっています。

## 8. 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情緒を豊かに育むことを目的とした施設です。児童館・児童センターでは図書等を活用した様々な活動が行われ、子どもが読書を楽しむ機会を提供しています。

### (1) 成果

図書の貸出しと蔵書の充実を図るため、全館で館内図書の貸出しを行うだけでなく、市立図書館の本を取り寄せ、貸出しをするサービスにも新たに取り組みました。また、来館者に読みたい本や館内に置いて欲しい本についてのアンケートを行い、館内図書も来館者のニーズに応えるものとなるよう努めました。

また、社会全体で子どもの読書活動を推進するため、広報活動の充実を図り、ポスターや館内掲示を通じ、子どもの読書活動に関する意義の普及や情報の発信に努めました。

### (2) 数値指標の状況

	第3次計画目標	第3次計画実績 (令和2年4月)
図書関係のイベント	月1回	月1回

### (3) 課題

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備が求められています。また、読書への関心を高める取組の充実や、館内図書の充実と貸出しの強化が引き続き必要となっています。

## 9. 幼稚園・保育所等

幼稚園・保育所等では、読み聞かせ等を日常的に取り入れ、子どもが自然に本にふれられる環境を提供しています。また、家庭で子どもが読書への関心を持つよう、地域子育て支援センターをはじめ、保護者へ働きかけを行っています。

### (1) 成果

園内に絵本コーナーを設置し、子どもがいつでも絵本にふれられる環境を整えました。保護者にも、絵本の貸出しや絵本の紹介を行い、家庭での読書のきっかけづくりを行いました。また、地域ボランティアによる「読み聞かせの会」を開催することで、教師や保育士のスキルアップにもつながりました。

#### ① 乳幼児期の読書環境の充実・整備

各施設の状況に応じて、子どもが絵本と親しめるように図書室・図書コーナーの整備を行いました。また、子どもが興味や発達に応じて楽しめる絵本を購入しました。年齢に応じて、たくさんのお話にふれあえるように読み聞かせを行いました。また、一定の図書購入費を確保し、絵本や紙芝居等の更なる整備に努めました。

#### ② 保護者への啓発・支援

親子で楽しむ「お話し会」を年6回開催しました。そのほか絵本を貸し出し、家庭での読書活動のきっかけづくりを行いました。また、保護者読み聞かせサークルに活躍の場を提供することで、読み聞かせの大切さを保護者全体に伝える効果が生まれました。さらに、おすすめ絵本を紹介し、親子読書活動を推進するとともに、ポスター掲示を通して、「子どもの読書週間」、「読書週間」を周知し、読書の大切さをアピールしました。

#### ③ 地域や他の機関との連携

地域ボランティアを活用して読み聞かせの会を開き、子どもと一緒に教師も楽しみながら、教師のスキルアップを図りました。また、地域の子育て家庭を対象に、育児講座で読み聞かせを行いました。

### (2) 課題

ゆったりと絵本にふれることができる、ゆとりあるスペースが確保しにくいほか、一人ひとり異なる発達や特性に応じられるような絵本の種類が不足している

状況です。さらに、限られた予算の中で絵本を充実させていくことの難しさもあり、子どもの発達や特性に応じた読書環境の充実が必要となっています。

保護者への啓発や支援の継続と強化を行うことで、地域の未就園児も含み、絵本等と出あえる場を今後も増やしていくことが必要だと考えます。

## 10. 小学校・中学校

小学校・中学校の時期の読書は、学習の基盤として言葉の力を育むとともに、一人ひとりの人間形成につながる重要な役割を持ちます。学校図書館の機能を活用し、学校生活の中で、発達段階に応じた読書活動の充実が求められます。各教科の授業のほか、朝の一斉読書や読書集会、読み聞かせやブックトークなど、本に興味を持たせ親しむ機会を提供しています。

### (1) 成果

#### ① 学校図書館運営支援員の支援時間の増加及び資質向上

学校図書館運営支援員の人数について、1校1人の配置を維持しました。また、一人当たりの支援時間は令和2年度で420時間と目標には達しないものの、5年前の実績410時間から比較すると増加し、学校図書館の機能保全に努めました。さらに、学校図書館運営支援員の研修会を年間2回継続して実施し、資質の向上を図りました。

#### ② 公立図書館との連携

学校図書館主任会や学校図書館運営支援員研修会で、公立図書館との連携について研修を行いました。

#### ③ 読書習慣の定着

全校一斉読書について、令和元年度で小学校は全53校中50校、中学校は全29校中25校が実施しました。また、読み聞かせ活動は小学校が全校、中学校は全29校中11校が実施し、読書習慣の定着に努めました。また、令和元年度の一人当たりの学校図書館図書貸出冊数が、平成23年度から小学校が15冊増えた約51冊、中学校が2冊増えた約10冊となりました。

#### ④ 読書環境の整備

子どもたちの更なる読書意欲を喚起するために、学校図書館運営支援員の

協力の下、必読書や推薦図書のコナー等、読書環境の整備に努めました。また、全小中学校の学校図書館図書標準を達成するなど図書の量的充実に努めるとともに、各学校の実態や特性、社会状況に対応した図書を揃えるほか、不要図書の廃棄や破損図書の入替えなど、質的にも充実した図書整備に努めました。さらに、教職員や保護者等向けの、子どもの読書活動推進のための資料整備も強化を図りました。

⑤ ボランティアの活用

家庭や地域ボランティア等による、読み聞かせやブックトーク等を通じた読書活動の活性化を図りました。

⑥ 広報活動の充実

「子ども読書の日」にちなんで、読み聞かせ、図書クイズ、図書館だよりや校内放送を通しての啓発活動などを行いました。

(2) 数値指標の状況

		第3次計画目標	第3次計画実績 (令和2年4月)
学校図書館運営支援員の支援時間		450時間	420時間
学校図書館運営支援員の研修会		年間2回	年間2回
公立図書館との連携実施率	小学校	75%	60%
	中学校	45%	38%
必読書や推薦図書コーナーの設置率		85%	96%
ボランティアの活用	小学校	90%	91%
	中学校	45%	21%
学校図書館における 図書標準達成校の割合	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%

(3) 課題

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備が求められています。また、ボランティアや公立図書館との連携など、外部人材を活用した図書活動推進の取組を広げていく必要があります。

これまで量的充実に努め、全ての小中学校が学校図書館図書標準を達成することができましたが、子どもたちの読書環境の整備のため、今後も廃棄と購入のバランスを考えながら、蔵書の入替えを進めていく必要があります。

## 11. 公民館

公民館は、地域住民の生活に密着した教育・学術・文化に関する事業を行う社会教育施設です。子どもや保護者にも身近な存在であり、図書室で読み聞かせやおはなし会などが開催されています。あらゆる年齢層の住民が利用する地域のふれあいの中で、読書に出あえるかけがえのない機会を提供しています。

### (1) 成果

各公民館で地域の読み聞かせグループやおはなし会など、子どもの読書推進活動を行っている団体に対し、公民館を活動の場所として提供するほか、公民館事業に参画するなどの連携を進めました。

また、公民館図書室の実質的な運営を支えるボランティアの方々への研修事業として、図書の補修やブックコーティングの方法などの実技演習に加え、高知県梶原町の「雲の上の図書館」で先進的な事例を視察するなど、多角的なプログラムを提供しました。

それにより、公民館図書室の利用者や読み聞かせ会の参加者が、今度は新たにスタッフとなり、ともに運営に携わっていく事例が多くみられ、活動を進めることでボランティアが育成されていく相乗効果が生まれています。

### (2) 数値指標の状況

	第3次計画目標	第3次計画実績 (令和2年4月)
公民館図書室の利用冊数	98,000冊	73,667冊
公民館図書室の利用人数	48,000人	32,583人

### (3) 課題

各公民館を取り巻く環境や地域ボランティアの体制等の違いによって、活動状況にかなりのばらつきがあります。また、利用者から「生活の一番身近にある図書室なので、住民や子どもたちが読みたいと思う実情に即した図書を整備して欲しい」との声が多く寄せられています。

## 12. 市立図書館

市立図書館は、市民の誰もが利用できる地域の読書活動の中心となる施設であり、子どもの読書活動の推進で大きな役割を果たしています。子どもや保護者へ直接子ども読書活動の推進を働きかけるだけでなく、松山市の子ども読書推進ネットワークの中核として、連携・協力体制を推進し、関係機関への支援を行っています。

### (1) 成果

社会全体で子どもの読書活動を推進するため、地域性を尊重した人的・物的環境の整備・充実に努めました。学校への支援として団体貸出の強化やレファレンス支援を行ったほか、学校図書主任や学校図書館運営支援員に対する研修も実施しました。子ども読書活動を推進する人材育成のため、おはなしボランティア講座を年間11回開催したほか、公民館図書ボランティアへ研修も実施しました。さらに、関係機関との連携、協力体制を確立、推進するため、継続して子ども読書活動推進ネットワーク会議の運営を担いました。

また、「こどもの読書週間」「読書週間」を効果的に活用し、子どもの読書活動に関する意義の普及や情報の発信に努めました。

さらに、子どもを取り巻く環境の変化を分析しながら、発達段階に応じた子どもの読書推進を行いました。乳幼児と保護者に対して、ブックスタートの配布を実施したほか、各種おはなし会などの読書推進行事を年間約60回開催しました。児童に対する読書推進行事は、各種おはなし会のほか、図書館探検、子ども一日図書館員、図書館出前おはなし会、まちかど講座「移動図書館がやってきた」など年間約80回開催しました。

特に、中高生向けの読書活動支援は、新たな取組として、中高生向けコーナーを設置しました。また、ビブリオバトル(※)、読書会、POP作成会などの中高生向けの読書推進行事を年間約30回開催したほか、季刊誌「青春本棚通信」を市内全中学校、高等学校へ配布しました。

※ビブリオバトルとは、“人を通して本を知る。本を通して人を知る”がキャッチコピーの「本の紹介コミュニケーションゲーム」です。

本を紹介する人(バトルー)が読んで面白いと思った本を持ち寄り、参加者全員に本の感想や魅力について熱く語ります。参加者と質問のやり取





りをした後に、「どの本が一番読みたくなかったか」という投票を全員で行い、一番多くの票を集めた本が「チャンプ本」となります。

さらに、障がいのある子どものために、ユニバーサルデザインの絵本や布の本、LLブック、点字絵本、大活字本などの資料の拡充に努めたほか、盲学校・聾学校への団体配本サービスを継続して行い、読書機会の創出を図りました。

## (2) 数値指標の状況

	第3次計画目標	第3次計画実績 (令和2年4月)
市立図書館における子ども(小学生以下)1人当たりの児童図書の出借冊数	7.8冊	10.4冊
市立図書館における子ども(小学生以下)1人当たりの児童図書の蔵書冊数	4冊	4.2冊
市立図書館における相談受付件数	8,000件	12,473件

## (3) 課題

子どもの発達段階や特性の違い、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備が求められています。また、読書への関心を高める取組を更に充実させる必要があります。さらに、「第1次まつやま子ども読書活動推進計画」から15年間で培ってきた子どもの読書環境を充実、発展させるため、ボランティアや関係機関との一層の連携が必要です。



## 第3章 第4次まつやま子ども読書活動推進計画

### 第1節 第4次計画の基本方針

#### 1. 目的

「第1次・2次・3次 まつやま子ども読書活動推進計画」の15年間で培ってきた子どもの読書環境を発展させるため、松山市の家庭・地域・ボランティア・行政が一体となって子ども読書活動を支援します。

#### 2. 基本方針

- (1) 社会全体で子どもの読書を推進します。
- (2) 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境を整備します。
- (3) 子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。

#### 3. 期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

#### 4. 対象

この計画の中での「子ども」とは、0歳から18歳までを対象とします。

#### 5. 推進の主体

この計画の推進主体は、松山市の行政のみならず家庭・そのほか子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる市民・団体・機関等です。

個々の取組の充実とともに、各主体で相互に連携し協働することにより、一層の効果が現れます。

行政は、独自の取組はもちろんのこと、各主体の取組がより効果的に進められるための環境整備や支援等を行っていきます。

## 第2節 第4次計画の数値目標

次の目標を「第4次まつやま子ども読書活動推進計画」の数値目標とします。  
また、第3節では各方策にも指標を設定しています。

項 目	第1次 計画実績	第2次 計画実績	第3次 計画実績	第4次 計画目標
	平成21 年度	平成26年度 (平成27年4 月時点)	令和2年度 (令和2年 4月時点)	令和7年度
市立図書館における 子ども（小学生以下） 1人当たりの 児童図書の貸出冊数	7.64冊	6.7冊	10.4冊	11.3冊
市立図書館における 子ども（小学生以下） 1人当たりの 児童図書の蔵書冊数	3.57冊	3.7冊	4.2冊	4.5冊
学校図書館 における 図書標準 達成校の 割合	小学校	53%	95%	100%
	中学校	48%	93%	100%
新 市立図書館における 中高生向け行事の 定員達成率	—	—	—	90%

※子どもの読書量については、購入した本や、学校・保育園・幼稚園・認定こども園・公民館・児童館等の本もありますが、主な指標として「市立図書館における子ども（小学生以下）1人当たりの児童図書の貸出冊数」を成果指標としています。

※学校図書館における図書標準 ～ 公立義務教育諸学校の学校図書館で、図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めたものです。たとえ1冊であっても、標準冊数に達しなければ、達成とはなりません。

### 第3節 第4次計画の方策

---

- (1) 社会全体で子どもの読書活動を推進するため、地域性を大事にしながら、人的・物的環境の整備・充実を図ります。特に発達段階に応じた子どもの読書活動の充実を図るため、地域や学校図書館への連携・支援を強化します。
- (2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の制定を受け、障がい等のある子ども一人ひとりの状態に合わせた読書活動を支える環境整備を図ります。
- (3) 子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。特に友人同士での読書への関心を高める取組(読書会・ブックトーク・ビブリオバトル等)の普及・情報の発信を強化します。



## スローガン

全ての子どもたちへ 読書を通して 生きる力を

## 基本方針

(1) 社会全体で子どもの読書を推進します。

## 基本方策

社会全体で子どもの読書活動を推進するため、地域性を大事にしながら、人的・物的環境の整備・充実を図ります。特に発達段階に応じた子どもの読書活動の充実を図るため、地域や学校図書館への連携・支援を強化します。

## 主な方策

- ・ ボランティアの育成や子ども読書フォーラムなど社会全体の人づくりを推進します。
- ・ 社会における読書環境の拠点で、読書を推進する様々な取組を行います。
- ・ 図書館と関係機関が連携して図書を有効活用します。

(2) 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境を整備します。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の制定を受け、障がい等のある子ども一人ひとりの状態に合わせた読書活動を支える環境整備を図ります。

- ・ バリアフリー対応図書など一人ひとりの状態に合わせた資料の拡充を図ります。
- ・ 障がいのある子どもが利用しやすい施設の整備に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。

子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。特に友人同士での読書への関心を高める取組（読書会・ブックトーク・ビブリオバトル等）の普及・情報の発信を強化します。

- ・ ふれあい・ひろがり・ふかまりの読書期と、発達段階に応じた効果的な取組を推進します。
- ・ おはなし会、ブックスタート、読書会の実施や読書週間を通じて読書活動の意義を普及・発信します。

## 基本方針に対応した 方策名及び対応番号

### 基本方針（１）社会全体で子どもの読書を推進します。

- ボランティアの活用 ５②、９⑥
- 地域ボランティアの育成 １０①
- 人材育成・資質向上の支援 ５①
- 学校図書館運営支援員の資質向上 ９①
- 職員の能力向上 １１⑥
- 連携・協力体制の充実 ２①、９②、１０②、１１③
- 障がいのある子ども一人ひとりの状態に合わせた環境整備 ３①
- 興味や関心に応じて楽しめる読書環境の充実・整備 ８①
- 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備 ７①、９③、１１①
- 社会全体での読書環境の整備 ４③
- 読書環境の整備 ９⑤、１１⑤
- 蔵書の充実 ７③、１１④
- ブックスタートの継続・充実 ４②
- 子どもとその保護者への読書活動支援 ４①、８①
- 連携による図書の有効活用 ２②、３②

### 基本方針（２）

#### 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境を整備します。

- 連携による図書の有効活用 ２②
- 障がいのある子ども一人ひとりの状態に合わせた環境整備 ３①、３②
- 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備 ７①、９③、１１①
- 興味や関心に応じて楽しめる読書環境の充実・整備 ８①
- 利用環境の整備 １１⑤
- 蔵書の充実 ７③、１１④
- 地域ボランティアの育成 １０①
- 子どもとその保護者への読書活動支援 ４①

### 基本方針（３）子どもの読書活動に関する意義の普及・情報の発信に努めます。

- 持続性のある情報発信 １①
- 啓発活動の継続 ６①
- 広報活動の充実 ７②、１０③、１１②
- 読書週間やインターネット等効果的な啓発活動の推進 １②
- 読書習慣の定着 ９④
- 子どもとその保護者への読書活動支援 ４①、８②
- ブックスタートの継続・充実 ４②
- 人材育成・資質向上の支援 ５①
- ボランティアの活用 ５②、９⑥
- 社会全体での読書環境の整備 ４③
- 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備 ７①、９③
- 連携協力促進 １１③
- 蔵書の充実 １１④

## 1. 子ども読書の啓発活動

※目標末尾の番号は、基本方針の番号と対応しています。  
基本方針(1)→基(1)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 持続性のある情報発信 基(3)
- ② 読書週間やインターネット等効果的な啓発活動の推進 基(3)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 持続性のある情報発信  
関係機関が各々の活動対象に向けて、施設の特徴を生かした子どもの読書活動を推進し、子ども読書に関する意義の普及・情報の発信に努めます。
- ② 読書週間やインターネット等効果的な啓発活動の推進
  - ・全国的な読書週間に合わせて啓発活動を推進し、効果的に啓発します。  
「こどもの読書週間」4月23日から5月12日まで  
「読書週間」10月27日から11月9日まで
  - ・紙媒体のほかホームページやSNS、インターネットなどを活用して、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもとその保護者に対してより効果的に発信します。

## 2. 家庭・地域・学校などの連携・協力体制の確立

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 連携・協力体制の充実 基(1)
- ② 連携による図書の有効活用 基(1)(2)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 連携・協力体制の充実
  - ・「まつやま子ども読書推進ネットワーク会議」や「まつやま子ども読書フォーラム」を継続開催し、関係機関の連携、協力体制の確立に努めます。

- ・子どもの読書活動に携わるおはなしボランティアに対して、現状調査を定期的に実施し、活動内容の把握と情報の一元化、共有、有効活用を図ります。
- ・市立図書館が中心となり、関係機関の連携・協力体制について一層働きかけを行います。

## ② 連携による図書の有効活用

- ・市立図書館による団体貸出の利用を推進し、発達段階や障がいの有無にかかわらず、全ての子どもへの読書環境の充実を図るため、関係機関で図書を共有し、有効活用を行います。
- ・市立図書館での団体貸出の搬送や、児童館・児童センターでの図書の取り寄せ、貸出しなど、社会全体での図書の共有について一層強化します。

### 3. 障がいのある子どものために



#### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 障がいのある子ども一人ひとりの状態に合わせた環境整備 基(1)(2)
- ② 支援方策の拡充 基(1)(2)

#### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

##### ① 障がいのある子ども一人ひとりの状態に合わせた環境整備

- ・障がいのある子どもの豊かな読書のため、点訳・音訳ボランティアや障がい者団体の協力を得ながら、一人ひとりの状態に合わせた資料の充実を図ります。
- ・市立図書館での、バリアフリーに対応した図書（ユニバーサルデザイン絵本、布の本、LLブックや点字絵本など）の拡充を目指します。
- ・市立図書館から盲学校・聾学校への団体配本サービスを持続し、要望に合わせた配本を目指し質的充実を図ります。
- ・障がいのある子どもが利用しやすい設備の整備に努めます。

##### ② 支援方策の拡充

- ・市立図書館で、バリアフリーに対応した図書を団体貸出用図書に加え、関係機関を通じて読書支援を図ります。
- ・障がいのある子どもへの読書活動支援に関し、新たな方策の研究に努めます。



## 4. 家庭

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 子どもとその保護者への読書活動支援 基(1)(2)(3)
- ② ブックスタートの継続・充実 基(1)(3)
- ③ 社会全体での読書環境の整備 基(1)(3)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 子どもとその保護者への読書活動支援
  - ・おはなし会などの読み聞かせ活動や本の紹介など、あらゆる機会を通じて子どもが読書の意義や重要性、楽しさを実感できる働きかけを行います。
  - ・親子読書や家族ぐるみの読書について啓発を推進します。
  - ・発達段階に応じた読書活動の支援を図ります。
- ② ブックスタートの継続・充実
  - ・関連部署と連携してブックスタートの充実に取り組みます。
- ③ 社会全体での読書環境の整備
  - ・各関係機関が絵本や児童書の充実を図るほか、保護者が子どもと一緒に来館しやすい魅力ある設備や館内の雰囲気づくりに努めることで、社会全体での読書環境の整備を図ります。
  - ・本が身近にない家庭への働きかけとして、地域の図書を利用できる施設の案内、周知に努めます。

## 5. ボランティア

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 人材育成・資質向上の支援 基(1)(3)
- ② 社会全体でのボランティアの有効活用 基(1)(3)



## 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

### ① 人材育成・資質向上の支援

- ・関係機関でボランティアを活用し、おはなし会などの読み聞かせ活動や図書室での読書支援活動の充実を図ります。
- ・「まつやま子ども読書フォーラム」を開催し、ボランティア間の情報交換や意識啓発、研修の場を提供します。
- ・新たにボランティア活動を行う方、活動中の方それぞれに研修の機会を提供することで、人材育成、資質向上を図り活動を支援します。

### ② 社会全体でのボランティアの有効活用

- ・市立図書館がおはなしボランティアの現状調査を定期的実施し、活動内容の把握と情報の一元化、共有、有効活用を図ります。
- ・市立図書館が中心となり、関係機関と連携・協力をすることで、ボランティアがより効果的に活動できるよう支援します。

## 6. 保健所



## 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

### ① 啓発活動の継続 基(3)

## 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

### ① 啓発活動の継続

妊婦や乳幼児を持つ保護者に対し、読み聞かせについて啓発し、障がいの有無にかかわらず、親子で読書に親しむきっかけをつくります。

#### ・母子健康手帳交付時の周知啓発

これから親になる妊婦を対象に、ブックスタートについて説明します。


#### ・幼児健診時の啓発

幼児健診会場に「おすすめ絵本ガイド」を設置し、年齢に応じた絵本について啓発します。

#### ・「こんにちは赤ちゃん訪問」での啓発

「こんにちは赤ちゃん訪問」時に、ブックスタートの説明と絵本の読み聞かせの啓発を行います。

第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標		
	第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
母子健康手帳交付時のブックスタート事業の周知啓発実施率	—	100%
「こんにちは赤ちゃん訪問」における読み聞かせ啓発の実施率	100%	100%

7. 児童館・児童センター


第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標


- ① 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備  
基(1)(2)(3)
- ② 広報活動の充実 基(3)
- ③ 蔵書の充実 基(1)(2)

第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備  
読み聞かせやおはなし会など図書関係のイベントを行い、障がいの有無にかかわらず、読書活動を支える取組を行います。
- ② 広報活動の充実  
「こどもの読書週間」「読書週間」に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めていけるよう、ポスターや館内掲示を通じて、普及啓発活動を行っていきます。
- ③ 蔵書の充実  
社会全体で子どもの読書活動を推進するため、貸出しと館内閲覧の充実を図るには、蔵書の拡充が不可欠です。市立図書館との連携・協力をより一層促進し、市立図書館の本の取り寄せ、貸出しも引き続き行います。また、館内アンケートを通じ、館内に置いて欲しい本や読みたい本の把握・購入を行い、蔵書の充実に取り組めます。

第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標		
	第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
おはなし会などの図書関係のイベント 開催回数	月1回	年間約100回 (児童館8館合計)

## 8. 幼稚園・保育所等



### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

① 興味や関心に応じて楽しめる読書環境の充実・整備 基(1)(2)

② 保護者と一緒に絵本や物語に親しむ活動の継続 基(1)(3)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

① 興味や関心に応じて楽しめる読書環境の充実・整備

- ・新書の購入や図書館の貸出し本の活用を行い、発達、特性の違いや障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの興味に応じた絵本（感触を楽しむ絵本を含む。）を充実させていきます。
- ・特性に応じて、安心して過ごせる読書環境づくりを工夫していきます。
- ・一定の図書購入費を確保し、絵本や紙芝居等の更なる整備に努めます。

② 保護者と一緒に絵本や物語に親しむ活動の継続

- ・家庭での読書活動のきっかけづくりのために、各園や地域子育て支援センターの状況に応じた絵本の貸出しを行います。
- ・親子で絵本や物語にふれる楽しさを十分に感じられるように、読み聞かせを効果的に取り入れます。
- ・社会全体で豊かな読書活動を提供するために、地域ボランティアや保護者サークル等との連携を継続します。

## 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標

	第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
絵本貸出し実施率	65%	85%
感触を楽しむ絵本保有率	30%	50%
親子で楽しむ「お話し会」実施回数 (平均・地域子育て支援センター含む。)	6回	8回

## 9. 小学校・中学校



### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 学校図書館運営支援員の資質向上 基(1)
- ② 公共図書館との連携 基(1)
- ③ 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備  
基(1)(2)(3)
- ④ 読書習慣の定着 基(3)
- ⑤ 読書環境の整備 基(1)
- ⑥ ボランティアの活用 基(1)(3)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 学校図書館運営支援員の資質向上
  - ・学校図書館運営支援員の積極的な活動支援等により、学校図書館の機能強化を図り、子どもたちにとって魅力のある学校図書館づくりを進めます。
  - ・学校図書館運営支援員の資質向上を図るため、年間2回の研修会を継続します。
- ② 公共図書館との連携
  - ・公立図書館との連携を深め、人的・物的環境の充実につなげます。
- ③ 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備
  - ・教員やボランティアによる読み聞かせや個別支援などを行い、全ての子どもが読書を楽しむことができるよう努めます。
  - ・読書のバリアフリーについて、各校の実情に合わせて配慮します。

#### ④ 読書習慣の定着

- ・豊かな心と感性を育む基盤として読書活動を充実させ、一斉読書や読み聞かせ、友人同士での読書への関心を高める取組（読書会・ブックトーク・ビブリオバトル等）等を通して読書の楽しさを伝え、読書習慣の定着を図ります。
- ・児童生徒一人当たりの学校図書館図書貸出冊数の維持に努めます。

#### ⑤ 読書環境の整備

- ・子どもたちの更なる読書意欲を喚起するため、必読書や推薦図書のコーナー等、読書環境の整備に努めます。
- ・各学校の実態や特性に応じた選書方針に沿いながら、調べ学習・教科活動では刻々と変化する社会状況に対応した図書を揃えるなど、量的・質的に充実した図書整備に努めます。
- ・不要図書の廃棄や破損図書の入替えを進め、蔵書の新陳代謝を図ります。
- ・図書システムの子ども個人の貸出冊数や蔵書の貸出回数などの情報を活用し、多読児童生徒の称揚や人気蔵書の啓発を図ります。

#### ⑥ ボランティアの活用

- ・各学校で、家庭や地域ボランティア等が一体となった読み聞かせやブックトーク等により読書活動の活性化を図ることで、図書館や本を介した人と人との豊かなつながりを創造していきます。

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標

		第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
学校図書館運営支援員の研修会		年間2回	年間2回
公立図書館との 連携実施率	小学校	60%	75%
	中学校	38%	50%
児童生徒一人当たりの 学校図書館図書貸出冊数	小学校	51冊	50冊以上
	中学校	10冊	10冊以上
一斉読書と読み聞かせ活 動の実施率	小学校	94%	100%
	中学校	28%	40%
必読書や推薦図書 コーナーの設置校	小学校	98%	100%
	中学校	93%	100%
ボランティアの活用	小学校	91%	95%
	中学校	21%	30%
学校図書館における 図書標準達成校の割合	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%

## 10. 公民館



### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 地域ボランティアの育成 基(1)(2)
- ② 他団体との連携 基(1)
- ③ 広報・広聴活動の充実 基(3)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

#### ① 地域ボランティアの育成

公民館図書室は、各地区のボランティアが運営の要です。そのボランティアの方々に対して、スキルの向上だけでなく、事業への貢献実感の向上につながる研修を行うことで、図書室の読書環境を整備し、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの居場所づくりへと広げていくことができるボランティアを育成していきます。

#### ② 他団体との連携

地域内の読み聞かせグループや広域的に活動している団体、また、市立図書館とも情報交換や相互事業への参画、研修事業などを通じて、社会全体の読書推進活動の輪を広げていきます。

#### ③ 広報・広聴活動の充実

住民にとって一番身近にある図書室として、利用者の意見・希望を取り入れて、より良い読書環境となるように努めていきます。また、チラシ・ポスター、公民館報などの様々な広報手段を通じて、生活のそばにある公民館図書室の存在を発信していきます。

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標

	第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
公民館図書室の利用冊数	73,667冊	74,000冊
公民館図書室の利用人数	32,583人	33,000人

## 1 1. 市立図書館



### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 目標

- ① 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備  
基(1)(2)
- ② 広報活動の充実 基(3)
- ③ 連携協力促進 基(1)(3)
- ④ 蔵書の充実 基(1)(2)(3)
- ⑤ 利用環境の整備 基(1)(2)
- ⑥ 職員の能力向上 基(1)

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 方策

- ① 障がいの有無にかかわらず、全ての子どもの読書活動を支える環境の整備  
子どもだけに絞らず全年代向けの読書活動支援を強化します。
- ② 広報活動の充実
  - ・ 全国で一斉に行われる「こどもの読書週間」「読書週間」期間中に周知することで、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。
  - ・ 各年代別のおすすめ本リストや保護者向け啓発冊子などを作成し、図書館をはじめ、様々な機関、機会を通じて配布します。
  - ・ 図書館のホームページやSNSなどを活用し、子どもの読書に関する様々な情報の発信を推進します。
  - ・ 子どもの発達段階に応じた効果的な取組、特に友人同士での読書への関心を高める取組（読書会・ブックトーク・ビブリオバトル等）の普及・情報の発信を強化します。
- ③ 連携協力推進
  - ・ 子どもの育成に関わる関係各課と連携し、行政での「子どもの読書活動推進」のために、中心的な役割を果たします。
  - ・ 子どもの読書に関する情報の集約、発信、提供を行い、「子どもの読書活動推進」情報の共有の拠点としての役割を果たします。
  - ・ 子どもの読書に携わる関係者が集い、ともに学び、子ども読書に係る情報や意見を交換できる交流の場を設けます。
  - ・ 学校をはじめとする関係機関・施設への団体貸出について、資料を整備し、制度の周知に努めることで、地域や学校図書館への連携・支援を強化します。
  - ・ 図書館のレファレンス機能を活用した資料相談など、学校での教科指導を援助します。



- ・ボランティアの育成、スキルアップを目指して講習会を開催するとともに、ボランティアに関する情報の把握、活動の場の提供等を通じて、ボランティアがより効果的に活動できるよう支援します。

#### ④ 蔵書の充実

- ・多様な読書ニーズに応えることができるよう、成長の各段階に対応する本、子どもの多岐にわたる興味・関心に沿う図書を幅広く収集、整備します。
- ・児童向けの本だけでなく、子どもの本のガイド・リストや子ども読書の意義啓発書、おはなし会等のノウハウ本などを揃え、子どもの読書活動推進のための有効利用に供します。
- ・子どもの頃から郷土に対する知識を深め、松山に誇りを持てるよう、地域の歴史や文化に関する図書の収集、保存に努めます。
- ・老朽化した資料の買い替えや見直しを図り、図書の新陳代謝に努めます。また、廃棄した図書や寄贈本について、有効な再活用の方策を図ります。

#### ⑤ 利用環境の整備

- ・利用しやすく親しみのある空間づくりを目指して、書架やサインの工夫など児童コーナーの整備に努めます。
- ・子どもが自分で自由に資料を検索し、利用できる環境を整えます。
- ・乳幼児を抱える保護者や図書館に来館できない子どもたちのために、移動図書館や児童関連施設などに団体貸出を行います。
- ・障がいのある子どもへのサービスについて配慮します。

#### ⑥ 職員の能力向上

- ・図書館職員を各種研修に派遣し、児童書に精通させるとともに、子どもの特性に合わせて対応できるよう積極的に知識と技術の習得に努めます。

### 第4次 まつやま子ども読書活動推進計画 数値指標

	第3次計画実績 (令和2年4月)	第4次計画目標
市立図書館における子ども（小学生以下）1人当たりの児童図書の貸出冊数	10.4冊	11.3冊
市立図書館における子ども（小学生以下）1人当たりの児童図書の蔵書冊数	4.2冊	4.5冊
市立図書館における中高生向け行事の定員達成率	—	90%
団体貸出用児童図書の利用団体数	—	1,100団体

## 第4節 まつやま子ども読書活動推進計画の数値目標・数値指標一覧

方 策 分 野	項 目	第1次 計画実績	第2次 計画実績	第3次 計画実績	第4次 計画目標
		平成21 年度	平成26 年度 (平成27 年4月 時点)	令和2 年度 (令和2年 4月時点)	令和7 年度
<b>全体の数値目標</b>					
市立図書館における 子ども（小学生以下）1人 当たりの児童図書の出冊数		7.64冊	6.7冊	10.4 冊	11.3 冊
市立図書館における 子ども（小学生以下）1人 当たりの児童図書の蔵書冊数		3.57冊	3.7冊	4.2冊	4.5冊
学校図書館における 図書標準達成校の 割合	小学校	53%	95%	100%	100%
	中学校	48%	93%	100%	100%
市立図書館における 中高生向け行事の定員達成率		—	—	—	90%
<b>各方策の数値指標</b>					
保健所	母子健康手帳交付時 のブックスタート事 業の周知啓発実施率	—	—	—	100%
保健所	「こんにちは赤ちゃん訪問」における読 み聞かせ啓発の実施 率	—	—	100%	100%
児童館・ 児童セン ター	おはなし会などの図 書関係のイベント開 催回数(児童館8館 合計)	—	—	月1回	年間約 100回

方 策 分 野	項 目		第 1 次 計 画 実 績	第 2 次 計 画 実 績	第 3 次 計 画 実 績	第 4 次 計 画 目 標
			平成 2 1 年 度	平成 2 6 年 度 (平成 2 7 年 4 月 時 点)	令和 2 年 度 (令和 2 年 4 月 時 点)	令和 7 年 度
幼稚園・ 保育所等	絵本貸出し実施率		—	—	65%	85%
幼稚園・ 保育所等	感触を楽しむ絵本保有率		—	—	30%	50%
幼稚園・ 保育所等	親子で楽しむ「お話し会」実施回数（平均・地域子育て支援センター含む。）		—	—	6回	8回
小学校・ 中学校	学校図書館運営支援員の研修会		—	—	年間2回	年間2回
小学校・ 中学校	公立図書館との連携実施率	小学校	—	—	60%	75%
		中学校	—	—	38%	50%
小学校・ 中学校	児童生徒一人当たりの学校図書館図書貸出冊数	小学校	—	—	51冊	50冊以上
		中学校	—	—	10冊	10冊以上
小学校・ 中学校	一斉読書と読み聞かせ活動の実施率	小学校	—	—	94%	100%
		中学校	—	—	28%	40%
小学校・ 中学校	必読書や推薦図書コーナーの設置校	小学校	—	—	98%	100%
		中学校	—	—	93%	100%

方 策 分 野	項 目		第 1 次 計 画 実 績	第 2 次 計 画 実 績	第 3 次 計 画 実 績	第 4 次 計 画 目 標
			平成 2 1 年 度	平成 2 6 年 度 (平成 2 7 年 4 月 時 点)	令和 2 年 度 (令和 2 年 4 月 時 点)	令和 7 年 度
小学校・ 中学校	ボランテ ィアの活 用	小学校	—	—	9 1 %	9 5 %
		中学校	—	—	2 1 %	3 0 %
小学校・ 中学校	【再掲】 学校図書 館におけ る図書標 準達成校 の割合	小学校	5 3 %	9 5 %	1 0 0 %	1 0 0 %
		中学校	4 8 %	9 3 %	1 0 0 %	1 0 0 %
公民館	公民館図書室の利用 冊数		—	—	73,667 冊	74,000 冊
公民館	公民館図書室の利用 人数		—	—	32,583 人	33,000 人
図書館	【再掲】市立図書館 における子ども（小 学生以下）1人当た りの児童図書の貸出 冊数		7. 6 4 冊	6. 7 冊	1 0. 4 冊	1 1. 3 冊
図書館	【再掲】市立図書館 における子ども（小 学生以下）1人当た りの児童図書の蔵書 冊数		3. 5 7 冊	3. 7 冊	4. 2 冊	4. 5 冊
図書館	【再掲】市立図書館 における 中高生向け行事の定 員達成率		—	—	—	9 0 %
図書館	団体貸出用児童図書 の利用団体数		—	—	—	1,100 団体

## 参考資料

### 地域の図書館や図書設備のある施設

図書の貸出しができない施設や、新型コロナウイルス感染症の影響から時間変更、休止している施設も含まれます。御利用の前にお問合せください。

令和2年5月1日現在

#### 【 中心部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
中央図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティセンター内	9:30～20:00	(注1)	943-8008 933-9968	
愛媛県立図書館	堀之内	毎週火～日曜日 (火～金) 9:40～19:00 (土・日・祝) 9:40～18:00 (子ども読書室) 9:40～17:00	(注2)	941-1441 941-1454	
雄郡公民館	小栗3丁目5-24	第2・4土曜日 10:00～12:00		931-6571	
清水公民館	清水町3丁目170-4	水曜日; 13:00～15:00 土曜日; 10:00～12:00	年末年始・祝 日・地方祭等	924-7075	
味酒公民館	松前町5丁目1-6	土曜日; 10:00～12:00		924-9053	
八坂公民館	三番町1丁目3-2	月～金曜日; 9:00～17:00 土曜日; 9:00～13:00		921-2231	
番町公民館	二番町4丁目3-4	月～金曜日; 8:30～17:15 土曜日; 9:00～13:00		945-0957	
中央児童センター	若草町 8-3 ハーモニクス内	(4月～9月) 9:00～18:00	月曜日 (注3)	933-9311	
新玉児童館	三番町6丁目4-20 コムズ内	(10月～3月) 9:00～17:30		943-5801	
えひめ乳児保 育園	清水町4丁目23	月～金曜日		925-1417	

(注1)：月曜日（祝日・夏休みを除く。）、月末日（月・土・日・祝の場合は直前の平日）、  
年末年始、特別整理期間

(注2)：月曜日（祝日は開館。その場合直後の平日が休館）、館内整理日（月末）、年末年始

(注3)：月曜日が祝日の場合は翌日

【 西部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
三津浜図書館	住吉2丁目4番12	9:30~19:00 リファレンス・AVコーナーは 18:00まで	(注4)	951-2516 951-5223	
生石公民館	高岡町860-67	月・水・土曜日; 9:30~11:30		971-2975	
余土公民館	余戸中2丁目8-22	月・金曜日; 10:00~12:00		971-6752	
垣生公民館	西垣生町1228	第1・3土曜日; 19:00~21:00 第2・4土曜日; 14:00~16:00		971-0267	
味生公民館	別府町177-1	土曜日; 13:00~16:00		952-5406	
三津浜公民館	三津3丁目2-30	土曜日; 10:00~12:00		951-0446	
宮前公民館	古三津1丁目26-48	月~土曜日; 9:00~12:00		952-1068	
高浜公民館	梅津寺町1335-4	月~金曜日; 10:00~12:00 土曜日; 10:00~16:00		952-5235	
泊公民館	泊町818	月~金曜日; 8:30~16:30 土曜日; 8:30~12:30		961-2933	
由良公民館	由良町1048-2	月~金曜日; 9:00~17:00 土曜日; 9:00~12:00		961-2932	
和気公民館	太山寺町1226-1	第2・4土曜日; 10:00~12:00		978-3805	
久枝公民館	西長戸町299	水曜日; 14:00~16:30		924-8628	
久枝児童館	西長戸町638-1 久枝なかよし ふれあいセンター内	(4月~9月) 9:00~18:00 (10月~3月) 9:00~17:30	月曜日 (注5) 年末年始	922-3800	
味生児童館	別府町177-1 味生ふれあいセンター内			953-5051	
三津浜幼稚園	神田町1-41	園にお問合せください。	土・日・祝日 等	951-0831	
愛隣こども園 地域子育て支 援センター	三津三丁目6-30	月~金曜日 10:00~15:00 (支援センター開放時)	土・日・祝日・ 年末年始	951-3463	
ひよこ保育園 地域子育て支 援センター	南斎院町686-2	月~金曜日; 8:30~11:30 14:30~16:00	土・日・祝日・ 年末年始	974-2816	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
高木保育園 地域子育て支 援センターレ インボールー ム	高木町252	月～金曜日; 10:00～16:00	土・日・祝日・ 年末年始	090-6886 -0415	
あさひ保育園 地域子育て支 援センター	吉藤2丁目7-1	月～金曜日; 9:30～15:30 土曜日; 9:30～12:00 (センタールーム開 放時)	日曜・祝日・年 末年始	924-5590	

(注4): 月曜日(祝日を除く。)、月末日(月・土・日・祝の場合は直前の平日)、年末年始、  
特別整理期間

(注5): 月曜日が祝日の場合は翌日

### 【 東 部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
湯山公民館	末町甲98-2	水曜日 3月～10月; 18:00～19:30 11月～2月; 18:00～19:00	祝日・お盆・ 地方祭・年末 年始等	977-2763	
伊台公民館	下伊台町1474-1	火曜日; 15:00～17:00		977-0136	
素鷲公民館	中村3丁目2-34	土曜日; 13:30～15:30		931-2745	
道後公民館	道後町1丁目 5-31	月～金曜日; 10:00～12:00 土曜日; 14:00～15:30		921-0430	
東雲公民館	勝山町2丁目 11-5	土曜日; 10:00～12:00		941-6630	
桑原公民館 (くわくわライブ ラリー)	桑原2丁目6-35	金曜日; 14:30～16:30 土曜日; 9:30～11:30	祝日・お盆・ 地方祭・年末 年始等	945-9796	
潮見公民館	吉藤4丁目3-16	金曜日; 14:00～17:00 土曜日; 10:00～12:00		924-8643	
伊台保育園	下伊台町1493-1	園にお問合せくださ い。	日曜・祝日・年 末年始	977-0335	

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
畑寺児童館	畑寺4丁目8-5 畑寺福祉センター 一内	(4月～9月) 9:00～18:00 (10月～3月) 9:00～17:30	月曜日 (注6) ・年末年始	905-9614	
認定こども園 東松山こども園	久米窪田町 394-1	月～金曜日 9:00～16:00 園にお問合せください。	土・日・祝日・ 年末年始 園の行事や会 議日に休園す る事あり	976-2140	
道後保育園 地域子育て支援セ ンター	道後姫塚123-1	センターにお問合 せください。	土・日・祝 日・年末年始	932-6411	
湯の山おはなし文 庫	湯の山8丁目17 湯の山コミュニ ティホール内	水曜日; 15:30～17:00 土曜日; 14:00～16:00		990-6466	

(注6) : 月曜日が祝日の場合は翌日

### 【 北部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
北条図書館	河野別府941	9:30～18:00	(注7)	993-2281 993-0460	
中島図書館	中島町大浦2962	9:00～18:00 土・日・祝日は17時 まで	月曜日(注 8)、年末年 始、特別整理 休館日等	997-1181 997-0329	
堀江公民館	堀江町甲1400-1	毎週木曜日; 10:00～12:00 第1・3土曜日; 14:00～16:00		979-3596	
日浦公民館	河中町甲346	月～金曜日; 8:30～17:00 土曜日; 8:30～12:00	土・日・祝 日・年末年始 等	977-5807	
五明公民館	菅沢町甲247-1	月～金曜日; 8:30～ 17:00	土・日・祝 日・年末年始	977-6152	
北条児童セン ター	河野別府937	9:00～21:00	月曜日 (注8) ・年末年始	992-9559	
五明幼稚園	菅沢町乙45-4	園にお問合せくださ い。	土・日曜日 祝日等	977-1630	

(注7) : 月曜日(祝日を除く。)、月末日(月・土・日・祝の場合は直前の平日)、年末年始、  
特別整理期間

(注8) : 月曜日が祝日の場合は翌日



【 南部 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休 館 日	電話番号 F A X 番号	備考
久米公民館	鷹子町823	月・火・木・土曜日; 10:00~12:00 水曜日; 13:00~16:00 金曜日; 14:00~17:00	日・祝日等	976-8438	
小野公民館	北梅本町759	土 曜 日 ; 10:00 ~ 12:30	祝日・年末年 始	975-8511	
石井公民館	居相 1 丁目8-26	土曜日; 13:30~15:30		957-4120	
浮穴公民館	森松町469-6	第2・4土曜日; 13:30~15:00		957-1843	
荏原公民館	東方町甲955	第1・3土曜日; 9:30~12:00		963-0993	
坂本公民館	久谷町70	月~土曜日; 9:30 ~ 12:00	日曜・祝日	963-0994	
久米児童館	鷹子町4-4 久米複合施設内	(4月~9月) 9:00~18:00 (10月~3月) 9:00~17:30	月曜日 (注9)・ 年末年始	970-0907	
南部 児童センター	古川北3丁目8-20 はなみずきセンター 内	9:00~21:00	月曜日 (注9)・ 年末年始	969-1005	
石井幼稚園	西石井6丁目4-29	園にお問合せくださ い。 ※貸出し等未実施	土・日曜日 祝日等	956-0089	
荏原幼稚園	東方町甲1493-3	園にお問合せくださ い。	土・日曜日 祝日等	963-1103	
坂本幼稚園	久谷町24			963-1154	
未来保育園 地域子育て 支援センター	来住町730-4	月~金曜日; 9:30~15:30	土・日・祝 日・年末年始	970-1571	
石井保育園地 域子育て支援 センター	西石井6丁目4-34	月~金曜日; 10:00~16:00 (センタールーム開 放時)	土・日・祝日 年末年始	957-5311	

和泉保育園 地域子育て 支援センター	和泉北1丁目 20-18	月～金曜日； 9:00～12:00 13:00～16:00	土・日・祝日 お盆・年末年 始	943-5656	
松山認定こども園星岡 地域子育て支援センター	星岡2丁目22-7	月～金曜日； 9:00～15:30 (センタールーム開放時)	祝日	958-2468	
平井保育園 地域子育て支援センター 「いないいないばあ」	南梅本町甲870-14	園にお問合せください。	土・日曜日 祝日、年末年始	993-6100	
浮穴保育園	南高井町1608-2	園にお問合せください。	日曜・祝日・年末年始	976-2202	

(注9)：月曜日が祝日の場合は翌日

### 【 そのほか 】

名 称	所 在 地	開 館 時 間	休館日	電話番号 F A X 番号	備考
移動図書館	湊町7丁目5 総合コミュニティセンター内	ホームページ、チラシ等を 御覧ください。		943-8008 933-9968	

- \* 臨時休館等があるため、お出かけの際は事前に御確認ください。
- \* 公民館については、図書室を有する施設のみ掲載しています。
- \* 保育園には、親子（主に未就園児・保育園児とその親）を対象とする施設と、保育のみを行う施設の2種類があります。
- \* 幼稚園・地域子育て支援センター（保育園・認定こども園の一部に設置）では、未就園児を対象とするおはなし会等を実施しています。ホームページ等でも紹介しています。詳しくは、各園にお問合せください。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日法律第九十一号

(目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**4** 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第十一条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

**2** 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

**3** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」設置要領

### （目的）

第1条 「まつやま子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づく、松山市における子どもの読書活動の推進に関する事業を推進するため、「まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### （役割）

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため次の協議を行う。

- （1） 情報交換を通して、協力・連携を図ること。
- （2） 事業推進上の課題に対して意見交換し、事業の効率化を図ること。
- （3） その他必要な事項

### （構成及び運営）

第3条 ネットワーク会議のチーフ（以下「チーフ」という。）は、教育委員会事務局次長とし、構成メンバーは関係課と協議し会議を編成する。

### （事務局）

第4条 ネットワーク会議の事務局は中央図書館事務所に置く。

### （補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

### 付 則

この要領は平成18年4月25日から実施する。

（平成27年4月14日一部改正）



第4次 まつやま子ども読書活動推進計画（令和3～7年度）  
全ての子どもたちへ 読書を通して 生きる力を

発行年月：令和3年3月

編集：まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議

発行：松山市教育委員会 中央図書館事務所